

議案第 6 5 号

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例

すみだスポーツ健康センター条例（平成 1 1 年墨田区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「利用」の次に「することが」を加える。

第 1 3 条第 3 項第 2 号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表第 1 中「使用料」を「利用料金」に改め、同表温水プール施設の項中「1, 0 0 0 円」を「1, 1 0 0 円」に、「5 0 0 円」を「5 5 0 円」に改め、同表トレーニング室の項中「2 2 0 円」を「2 4 0 円」に改める。

別表第 2 中「使用料」を「利用料金」に改め、同表 3 0 分以内の使用の場合の項を同表 3 0 分以内の利用の場合の項とし、同表 3 0 分を超える使用の場合の項中「3 時間まで 5 0 0 円」を「最初の 3 0 分を除き、3 時間まで 5 5 0 円」に、「1 0 0 円」を「1 1 0 円」に改め、同項を同表 3 0 分を超える利用の場合の項とする。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。